

公募型指名競争入札の執行について

統一地方選挙にかかるポスター掲示場作製・設置等業務委託にかかる公募型指名競争入札を次のとおり執行する。

令和8年9月29日

大阪市行政委員会事務局長 武富 康彦

本業務は、令和9年執行予定の大阪市長選挙、大阪府知事選挙、大阪市議会議員一般選挙及び大阪府議会議員一般選挙にかかるポスター掲示場の作製・設置及び撤去並びに設置期間中の維持・管理（補修）業務を委託するものである。

なお、大阪市域を6ブロック（A～Fブロック）に地域割りして委託する。

1. 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所4階 北西側）
大阪市行政委員会事務局 選挙部選挙課
電話 06-6208-8586

2. 入札に付する事項

(1) 業務名称

統一地方選挙にかかるポスター掲示場作製・設置等業務委託

(2) 委託期間

契約日から令和9年5月17日まで

(3) 業務内容

ア. ポスター掲示板作製

大阪市長選挙、大阪府知事選挙、大阪市議会議員一般選挙及び大阪府議会議員一般選挙の各行政区ごとに異なる区画数となる掲示板を、再生紙耐水ボード、廃プラスチック再生ボード、ペット樹脂再生ボードのいずれかを使用し作製する。

イ. ポスター掲示場設置

アで作製した掲示板を区選挙管理委員会が指定する場所に50mm角垂木等を使用し設置する。

ウ. 維持・管理（補修）

設置されたポスター掲示場を撤去までの間、区選挙管理委員会の指示により昼夜間、休日等にかかわらず、修理、取替え等を行う。

エ. ポスター掲示場撤去

選挙期日の翌日以降に、設置したポスター掲示場を撤去する。回収した掲示板の処分は、原則メーカーまたは再生業者に依頼し、リサイクル証明書の発行を受け担当課に提出すること。ただし、上記により難い特段の事情がある場合には、選挙課にその旨を書面にて申し出た上で、環境に配慮し、関係法令順守の下、責任をもって廃棄すること。

※具体的内容については、別添仕様書を参照のこと

3. ブロック割り及び参考発注数量

別紙仕様書のとおり

※枠数等については、現時点の見込数であり確定ではない。

4. 発注方法

単体企業に発注する。

5. 入札参加資格

次に掲げる条件の全てに該当し、当局の入札参加資格審査においてその資格を認めた者は、入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加申出時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿の承認種目「53：看板」に登録済みの者
- (5) 大阪市内又は大阪市に隣接した市町村に所在又は事業拠点等が設置されており、掲示板の維持・管理（補修）の緊急な要請に対応できる者
- (6) 過去に大阪市又は他の自治体においてポスター掲示場作製・設置等業務を請け負った実績があり、それを証することのできる者

6. 入札参加申出書等の交付

ホームページによる。

7. 質問票の提出及び回答

(1) 受付期間

令和8年10月5日（月）の午後0時（正午）まで

(2) 仕様書等についての質問票の提出方法

ホームページ上に掲載している別紙の質問票を使用の上、電子メール（必ず開封済みを要求すること）にて【vg0008@city.osaka.lg.jp】まで送信すること。

(3) 回答方法及び質問への回答日

令和8年10月9日（金）までに大阪市ホームページの「業務委託入札案件」に掲載する。

ただし、質問がない場合は掲載しない。

8. 入札参加申請

(1) 申出書類

入札参加を希望する者は、次の書類を提出し、本市の入札参加審査を受けなければならない。（申込書類一部の提出で何ブロックでも入札参加できる。）

- ・公募型指名競争入札参加申出書
- ・誓約書

- ・調査票

- ・ボードのサンプル（大阪市における本業務で使用実績のないボードを使用する場合）

(2) 受付期間

公表の日から令和8年10月16日（金）までの本市の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時30分まで（ただし午後0時15分から午後1時までを除く）

(3) 受付場所

1に同じ

(4) 申出書類は、入札参加申出期限までに受付場所に持参又は郵送等にて提出すること。

※郵送の場合は令和8年10月16日（金）必着

(5) 申出書類の作成及び提出にかかる費用は、申出者の負担とする。

9. 入札参加申出書の取扱いについて

受付後の入札参加申出書の撤回は認めない。

10. 入札参加者の指名等

(1) 指名通知書は、次のとおり交付する。

交付日 令和8年10月26日（月）

（通知書を交付する旨、事前に電話連絡する。）

(2) 指名されなかった申出者に対しては、その理由を付した通知書を(1)と同様に交付する。

なお、希望があれば郵送により交付する。

11. 入札に参加することができない者

(1) 入札参加申出期限までに入札参加申出をしなかった者、又は入札参加の指名をされなかった者。

(2) 入札参加申出期限より入札執行日時までの間において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止中の者。

12. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金： 契約金額（単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額）の100分の10以上納付

ただし、大阪市契約規則第37条第1項各号のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。なお、同規則同条同項第3号を適用し、契約保証金を免除するのは次の場合とする。

① 落札者が国または地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上締結し、これをすべて過去2年間の間に誠実に履行したと認められる書類を提出したとき、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

② 契約金額（単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額）が500万円未満、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 保証人：不要

13. 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則第28条第1項の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (2) 申出書類に虚偽の記載をした者の入札は、無効とする。

14. 入札執行日及び場所

- (1) 入札執行日時 令和8年10月30日（金）（予定）
時間については入札参加者への指名時に通知する。
- (2) 入札執行場所 大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所地下1階 北東側）
行政委員会事務局 委員室

15. 入札の方法及び落札者の決定方法

- (1) 入札執行日時に参集した者が、全てのブロックに入札すること。
辞退の場合は、金額欄に「辞退」と記入すること。
- (2) Aブロックからアルファベット順に入札を行い、落札者が決定しだい落札者及び落札金額を入札会場内で公表し、次のブロックの入札を行う。
- (3) 各ブロックで予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、抽選により落札者を決定する。
- (5) 一度落札した者はそのブロックを辞退できない。
- (6) 落札者がいない場合は再入札とする。
- (7) 開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16. 仕様に関する照会先

1に同じ

17. その他

- (1) 落札者決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。